

令和 2 年 10 月吉日

お客様 各位

信用組合 愛知商銀

## 未利用口座管理手数料の新設のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和 3 年 1 月 1 日（金）以降に新規開設いただく普通預金口座から適用させていただきます。

本手数料は未利用の状態となった普通預金口座に対する管理費用をご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客様の普通預金口座については適用されません。

### ◆ 手数料金額 1,200 円（年額、消費税別途）

### ◆ 未利用口座の条件

以下の（１）～（５）全てに該当する普通預金口座（総合口座含む）を対象と致します。

（１）	令和 3 年 1 月 1 日以降に開設された普通預金口座であること
（２）	最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上お預入れまたは払戻しの利用がない普通預金口座であること（該当普通預金のお利息の元本への組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。）
（３）	該当の普通預金口座の残高が 1 万円未満であること
（４）	同一営業店で、定期性預金および出資金がないこと
（５）	普通預金口座の名義人が 18 歳以上であること

※紛失等でご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

### ◆ 未利用口座管理手数料のご案内について

お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所宛にご案内をさせていただきます。

ご案内後、一定期間経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

### ◆ 口座の自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。